

札幌市円山動物園安楽死処置実施ガイドライン（案）

札幌市円山動物園（令和4年 月 日暫定）

1 背景及び目的

当園では、飼育動物の長寿化が進み、また、傷病動物に対し可能な限りの治療を実施しているため、終末期が延長し、生活の質が低下する傾向があった。

世界動物園水族館協会（WAZA）が2015年に示した「野生生物への配慮 世界動物園水族館動物福祉戦略」には、「適切な生活の質が得られなくなった動物は、苦しませることなく迅速に安楽死させるべきである。」と記されており、動物園は動物の福祉の向上のために安楽死処置を実施する必要がある。

このため、安楽死処置の実施と、その際の円滑な意思決定のために本ガイドラインを定めるものとする。

2 安楽死処置の検討発議基準

札幌市円山動物園動物福祉規程（以下、「動物福祉規程」という。）第7条の規定に該当した場合、安楽死処置の実施を検討する。

（参考：札幌市円山動物園動物福祉規程第7条）

第7条 飼育動物を安楽死処置とするかについては、対象傷病動物の生活の質を念頭に置き、以下の条件のいずれかに該当した場合に、検討することとする。

- (1) 対象傷病動物が致死性の疾病に罹患しており、治療をしても、回復の見込みがないと二人以上の獣医師が判断した場合。
- (2) 対象傷病動物の生活の質が大きく低下し、回復の見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。
- (3) 対象傷病動物が苦痛を伴っている、または、症状の進行により苦痛を伴うことが予測され、回復する見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。
- (4) 対象傷病動物の苦痛を緩和する方法を検討したうえで、置かれた状況において安楽死処置が最善であると二人以上の獣医師が判断した場合。
- (5) 人や他の動物に蔓延する可能性がある感染症が疑われ、感染拡大を防ぐ方法として、その動物を淘汰することが最も適切であると二人以上の獣医師が判断した場合。
- (6) 突発的な事故により、動物が回復不可能と予想される傷病を負い、著しく動物が苦痛を感じていると予想されると二人以上の獣医師が判断した場合。
- (7) 保護搬入された傷病野生動物において、野生復帰が困難であり、かつ当園で終生飼育することが困難であると飼育担当者、獣医師が判断した場合において、石狩振興局との協議により安楽死処置が妥当と判断された場合。

2 前項(7)に該当する場合を除き、安楽死処置の実施にあたっては、事前に市民動物園会議の意見を聴くこととし、実施後は市民動物園会議への実施報告及び一般への公表を必要とする。ただし、前項(5)または(6)に該当する場合は、市民動物園会議への意見聴取を省略できる。

3 安楽死処置検討から決定までの手順

(1) 動物福祉規程第7条第1項第1号から第4号に該当する場合

ア 発意

対象動物を所管する飼育展示担当係長、動物診療担当係長、動物診療担当課獣医師及び対象動物の飼育担当者が所属する班の職員により、安楽死処置検討会議を実施する。検討の内容を、別紙様式1「安楽死処置検討会議記録」に記録し、飼育展示担当係長、動物診療担当係長、班長、担当動物専門員は、発意者として署名を行う。

イ 発意の承認

動物診療担当係長は、安楽死処置検討会議記録を承認者である園長、飼育展示課長、動物診療担当課長へ回議を行う。承認者は、安楽死処置検討会議記録に署名を行う。

ウ 報告

前項の検討会議の結果、安楽死処置の必要性が高い場合は、円山動物園(担当：動物診療担当係長)は、市民動物園会議動物福祉部会（以下、「動物福祉部会」という。）にメール会議方式により安楽死処置検討会議の結果を報告し、動物福祉部会各委員は報告内容に意見がある場合には回答する。

エ 要否決定

円山動物園園長は、検討会議の結果及び動物福祉部会各委員の意見等を踏まえ、安楽死処置の要否を決定する。

(2) 動物福祉規程第7条第1項第5号及び第6号に該当する場合

前号に準じて、安楽死処置の要否を判断する。緊急を要するため、動物福祉部会への報告を省略し、安楽死処置を実施出来るものとする。この場合は、実施結果を動物福祉部会へ報告する。

(3) 動物福祉規程第7条第1項第7号に該当する場合

石狩振興局と協議後に、動物福祉部会への報告を実施せずに安楽死処置を実施することが出来る。

4 安楽死処置の実施方法

動物診療担当係獣医師が置かれた状況において最善と考えられる対象動物に苦痛を与えない方法により、鎮静、麻酔を施し、意識が完全に断たれていることを確認したうえで、塩化カリウムを静脈内、腹腔内、心臓内のいずれかに投与する。処置後は眼瞼反射、瞳孔反射、心音の消失を確認する。

5 死体の処理方法

死因の究明のために、原則として病理解剖を実施し、解剖後の死体は焼却処理する。教育材料、研究材料として必要な場合は、標本化する。

6 実施結果広報

動物福祉規程第7条第1項第1号から第6号の理由により安楽死処置を実施した場合は、円山動物園ホームページで広報を行う。

安楽死処置検討会議記録

様式 1

1 会議実施日・参加者

実施日： 年 月 日 参加者：

2 対象動物

種名： 愛称： 個体 ID： 年齢： 性別：

3 臨床経過

別紙 1 のとおり

4 検討内容

- (1) 対象傷病動物が致死性の疾病に罹患しており、治療をしても、回復の見込みがないと二人以上の獣医師が判断した場合。

【 回復の見込みあり 回復の見込みなし 判定不能 】

- (2) 対象傷病動物の生活の質が大きく低下し、回復の見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。

別紙 2「QOL・動物福祉評価シート」を用いて評価を実施する。

【 低下している 低下していない 判定不能 】

- (3) 対象傷病動物が苦痛を伴っている、または、症状の進行により苦痛を伴うことが予測され、回復の見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。

ア 現在苦痛を伴っているか。

【 伴っている 伴っていない 判定不能 】

イ 症状の進行により、苦痛を伴うことが予想されるか。

【 予想される 予想されない 判定不能 】

- (4) 対象傷病動物の苦痛を緩和する方法を検討したうえで、置かれた状況において安楽死処置が最善であると二人以上の獣医師が判断した場合。

【 安楽死処置が最善である 安楽死処置が最善ではない 判定不能 】

- (5) その他



(6) 検討結果

【 安楽死処置が妥当 安楽死処置は不適當 安楽死処置は保留 】
との結論に達した。

(7) 発意者署名

飼育展示担当係長：

動物診療担当係長：

班 長：

動物専門員：

(8) 承認者署名

園 長：

飼育展示課長：

動物診療担当課長：